

IV. その他

1. EU 主要国における法人税率引下げ競争の現状、効果、法人税率引下げに対する考え方

(1) EU 主要国における法人税率引下げ競争の現状

①法人税率引下げ競争の経緯

EU における法人税率引下げ競争は、1983 年から段階的に法人税率を引下げた英國に端を発しているとみられる。1983 年に 52%から 50%に引下げた後、毎年 5%ずつ引下げて、1986 年には 35%となった。その後、米国も 1986 年に 46%から 34%に引き下げた。

その後、EU 各国でも法人税率の引下げが行われた。例えば、ドイツは、1990 年に 63%から 58%に、スウェーデンは 1991 年に 52%から 30%、ノルウェーは 1992 年に 50.8%から 28%、フィンランドは 1993 年に 37%から 25%、デンマークは 1994 年に 50%から 34%へ引下げている。

さらに、2000 年代に入ると、EU 新規加盟国が相次いで法人税率の引下げを行っている。2004 年の加盟に合わせて、ポーランドは 27%から 19%へ、スロバキアは 25%から 19%へ引下げている。また、エストニアも、2009 年までに 26%から段階的に 20%まで引き下げるとしている。一方で、既存加盟国についても、ドイツが 2001 年に 51%から 38%へ、さらに 2008 年に 38%から 29%に引下げ、英國が 2008 年に 30%から 28%に引下げている。その他の国についても、ほとんどの国が法人税率の引下げを行っている。

その後も、法人税率の引下げは引き続き実施されており、例えば、英國では 2008 年から段階的に引下げ 2013 年には 23%としており、さらに 2014 年には 22%に、2015 年には 21%に引下げる予定である。その他にも、スウェーデンでは、2009 年に 28%から 26.3%に引下げ、さらに 2013 年には 22%に引下げている。ノルウェーでは、2014 年に 28%から 27%に引下げている。また、ポルトガルが 25%から 19%まで、デンマークが 25%から 22%まで、それぞれ 2014 年から段階的に引下げる方針を決定している。

EU 加盟国における法人税率引下げの状況をまとめると下図表の通りとなる。1995 年から 2013 年までのにおけるユーロ圏 17 カ国 (EA-17)⁵⁷ の平均変化は -10.9 ポイント、EU 加盟国 27 カ国 (EU-27)⁵⁸ では -12.2 ポイントとなっており、EU 加盟国 27 カ国における減少がより大きい。

⁵⁷ ユーロ圏 17 カ国 (EA-17) は、ベルギー、ドイツ、フランス、イタリア、ルクセンブルク、オランダ、デンマーク、アイルランド、イギリス、ギリシャ、ポルトガル、スペイン、オーストリア、フィンランド、スウェーデンの 17 カ国である。

⁵⁸ EU 加盟国 27 カ国 (EU-27) は、これらにキプロス、チェコ、エストニア、ハンガリー、ラトビア、リトアニア、マルタ、ポーランド、スロバキア、スロベニア、ブルガリア、ルーマニアを加えた 27 カ国である。

図表 EU 加盟国における法人税率の推移

	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	Difference 1995-2013	2000-2013
BE	40.2	40.2	40.2	40.2	40.2	40.2	40.2	40.2	34.0	34.0	34.0	34.0	34.0	34.0	34.0	34.0	34.0	34.0	-6.2	-6.2	
BG	40.0	40.0	40.2	37.0	34.3	32.5	28.0	23.5	23.5	19.5	15.0	15.0	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	-30.0	-22.5	
CZ	41.0	39.0	39.0	35.0	35.0	31.0	31.0	31.0	28.0	26.0	24.0	24.0	21.0	20.0	19.0	19.0	19.0	19.0	-22.0	-12.0	
DK	34.0	34.0	34.0	34.0	32.0	32.0	30.0	30.0	30.0	28.0	28.0	25.0	25.0	25.0	25.0	25.0	25.0	25.0	-9.0	-7.0	
DE	56.8	56.7	56.7	56.0	51.6	51.6	38.3	38.3	39.6	38.3	38.7	38.7	29.8	29.8	29.8	29.8	29.8	29.8	-27.0	-21.8	
EE	26.0	26.0	26.0	26.0	26.0	26.0	26.0	26.0	24.0	23.0	22.0	21.0	21.0	21.0	21.0	21.0	21.0	21.0	-5.0	-5.0	
IE	40.0	38.0	36.0	32.0	28.0	24.0	20.0	16.0	12.5	12.5	12.5	12.5	12.5	12.5	12.5	12.5	12.5	12.5	-27.5	-11.5	
EL	40.0	40.0	40.0	40.0	40.0	40.0	37.5	35.0	35.0	32.0	29.0	25.0	35.0	35.0	24.0	20.0	20.0	26.0	-14.0	-14.0	
ES	35.0	35.0	35.0	35.0	35.0	35.0	35.0	35.0	35.0	35.0	35.0	32.5	30.0	30.0	30.0	30.0	30.0	30.0	-5.0	-5.0	
FR	36.7	36.7	41.7	41.7	40.0	37.8	36.4	35.4	35.4	35.4	35.0	34.4	34.4	34.4	34.4	34.4	36.1	36.1	-0.6	-1.7	
IT	52.2	53.2	53.2	41.3	41.3	41.3	40.3	40.3	38.3	37.3	37.3	37.3	31.4	31.4	31.4	31.4	31.4	31.4	-20.8	-9.9	
CY	25.0	25.0	25.0	25.0	25.0	29.0	28.0	28.0	15.0	15.0	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	-15.0	-19.0	
LV	25.0	25.0	25.0	25.0	25.0	25.0	22.0	19.0	15.0	15.0	15.0	15.0	15.0	15.0	15.0	15.0	15.0	15.0	-10.0	-10.0	
LT	29.0	29.0	29.0	29.0	24.0	24.0	15.0	15.0	15.0	15.0	19.0	18.0	15.0	20.0	15.0	15.0	15.0	15.0	-14.0	-9.0	
LU	40.9	40.9	39.3	37.5	37.5	37.5	30.4	30.4	30.4	29.6	29.6	29.6	29.6	28.6	28.6	28.8	28.8	29.2	-11.7	-8.2	
HU	19.6	19.6	19.6	19.6	19.6	19.6	19.6	19.6	17.6	17.5	17.5	21.3	21.3	21.3	20.6	20.6	20.6	20.6	1.0	1.0	
MT	35.0	35.0	35.0	35.0	35.0	35.0	35.0	35.0	35.0	35.0	35.0	35.0	35.0	35.0	35.0	35.0	35.0	35.0	0.0	0.0	
NL	35.0	35.0	35.0	35.0	35.0	35.0	35.0	34.5	34.5	34.5	31.5	29.6	25.5	25.5	25.5	25.0	25.0	25.0	-10.0	-10.0	
AT	34.0	34.0	34.0	34.0	34.0	34.0	34.0	34.0	34.0	34.0	25.0	25.0	25.0	25.0	25.0	25.0	25.0	25.0	-9.0	-9.0	
PL	40.0	40.0	38.0	36.0	34.0	30.0	28.0	28.0	27.0	19.0	19.0	19.0	19.0	19.0	19.0	19.0	19.0	19.0	-21.0	-11.0	
PT	39.6	39.6	39.6	37.4	37.4	35.2	35.2	33.0	33.0	33.0	27.5	27.5	26.5	26.5	26.5	29.0	29.0	31.5	31.5	-8.1	-3.7
RO	38.0	38.0	38.0	38.0	38.0	25.0	25.0	25.0	25.0	25.0	16.0	16.0	16.0	16.0	16.0	16.0	16.0	16.0	16.0	-22.0	-9.0
SI	25.0	25.0	25.0	25.0	25.0	25.0	25.0	25.0	25.0	25.0	25.0	23.0	22.0	21.0	20.0	20.0	18.0	17.0	-8.0	-8.0	
SK	40.0	40.0	40.0	40.0	40.0	29.0	29.0	25.0	25.0	19.0	19.0	19.0	19.0	19.0	19.0	19.0	19.0	23.0	-17.0	-6.0	
FI	25.0	28.0	28.0	28.0	28.0	29.0	29.0	29.0	29.0	29.0	26.0	26.0	26.0	26.0	26.0	26.0	26.0	24.5	24.5	-4.5	
SE	28.0	28.0	28.0	28.0	28.0	28.0	28.0	28.0	28.0	28.0	28.0	28.0	28.0	28.0	26.3	26.3	26.3	22.0	-6.0	-6.0	
UK	33.0	33.0	31.0	31.0	30.0	30.0	30.0	30.0	30.0	30.0	30.0	30.0	30.0	30.0	28.0	28.0	26.0	24.0	23.0	-10.0	-7.0
IS	33.0	33.0	33.0	33.0	30.0	30.0	18.0	18.0	18.0	18.0	18.0	18.0	15.0	15.0	18.0	20.0	20.0	20.0	-13.0	-10.0	
NO	28.0	28.0	28.0	28.0	28.0	28.0	28.0	28.0	28.0	28.0	28.0	28.0	28.0	28.0	28.0	28.0	28.0	0.0	0.0	0.0	
EU-27	35.3	35.3	35.2	34.1	33.5	31.9	30.7	29.3	28.3	27.0	25.5	25.3	24.5	24.0	23.9	23.3	23.1	23.0	23.2	-12.2	-8.7
EA-17	36.8	37.0	37.0	35.8	35.2	34.4	33.0	31.8	30.4	29.6	28.1	27.7	26.8	26.3	26.2	25.6	25.3	25.4	25.9	-10.9	-8.4

(出所) eurostat 「taxation trend in the European Union」

参考として、ドイツ、英国、米国、日本に着目して、1980 年以降の法人税率の改革を時系列で下図表に整理している。

図表 ドイツ・英国・米国・日本の法人税改革の経緯

ドイツ		イギリス		アメリカ		日本					
1990 年	63%→58%	1983 年	52%→50%	1987 年	50%→38%	1989 年	55%→53%				
		1984 年	50%→45%								
		1985 年	45%→40%								
		1986 年	40%→35%								
1999 年	56%→52%	1997 年	33%→31%			1990 年	53%→50%				
2001 年	52%→38%	2008 年	30%→28%			1998 年	50%→46%				
2008 年	38%→30%	2011 年	28%→26%			1999 年	46%→41%				
2012 年	26%→24%	2012 年	24%→23%			2012 年	41%→36%				
2013 年	24%→23%	2013 年	23%→22%								

(出所) みずほ総研 (2010) 「主要国における法人税改革の効果」に三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング加筆

(注) 税率は法定実効税率。日本は 2012 年から復興特別法人税が課されているため、それを加味すると実効税率は 38% となる。

②有害な税の競争及びタックス・ヘイブンを巡る議論及びその対策

法人税率の引下げ競争については、「有害な税の競争」(Harmful Tax Competition) やタックス・ヘイブン等に該当する場合があるとの懸念から、その対策に向けた検討がなされている。こうした検討は、1996年のG7首脳会議において、OECDに有害な税の競争へ対応が求められたことに端を発している。

このG7首脳会議の要請を受けて、OECDにおいて特別総会が設置され、検討が進められ、1998年に、「有害な税の競争－起こりつつある国際問題（HARMFUL TAX COMPETITION An Emerging Global Issue）」という報告書が公表された。同報告書では、タックス・ヘイブンの判定基準として、①金融・サービス等の活動から生じる所得に対する無税または名目的な課税しか行っていない、②実効的な情報交換が欠如している、③税制・税務執行の透明性が欠如している、④誘致される金融・サービス等の活動が実質的に行われることを要求していない、といった4つの要件を示している。翌年の1999年には、OECDの「Forum on Harmful Tax Practices」が、41の国・地域がタックス・ヘイブンの要件に該当するとした。そして2000年に、35の国・地域をタックス・ヘイブンとして公表した。残りの6カ国・地域については、タックス・ヘイブンの要件に該当するものの、2005年までに対応することを確約したため、リストからは除外されている。

またこの頃から、タックス・ヘイブンとされた国・地域を初めとした抵抗活動が起こるようになる。2000年には、OECDのタックス・ヘイブンの取り締まりの動きに対抗することを目的として、Center for Freedom and Prosperity (CFP)⁵⁹というロビング機関が設立されている。2001年には、米国財務長官が、OECDがタックス・ヘイブンの国・地域を名指しで非難することに対して、会見において公式に批判した。これらを受けて、OECDのタックス・ヘイブンの取り締まりの動きは徐々に鈍化していった。特に、OECDは中立的かつ非政治的な専門技術機構であるとの立場に、特定の国・地域を名指しで非難するアプローチが適さないとすることで、タックス・ヘイブンとされた国・地域に対話と協力を求めるアプローチへと転換していった。

そして、2001年の報告書では、4つの要件のうち、②実効的な情報の欠如と③税制・税務執行の透明性の欠如のみが重要な判定基準として採用されることとなった。全ての国・地域は自身で課税するか否か決定する権利を有し、適切な税率を決定する権利を有するとの考え方から、①金融・サービス等の活動から生じる所得に対する無税または名目的な課税しかおこなっていない、との要件が除外されている。また、実質的な活動がなされているか否かを判定することは非常に困難であることから、④誘致される金融・サービス等の活動が実質的に行われることを要求していない、との要件が除外されている。こうした要件の変更に伴い、リストの名称が「非協力的タックス・ヘイブン」に変更され、最終的

⁵⁹Center for Freedom and Prosperity ウェブページ (<http://freedomandprosperity.org/>)

な2つの要件に向けて協力することを確約すれば協力的とされ、リストから除外されることになった。

2002年の報告書では、「非協力タックス・ハイブン」として、改訂後の2要件に関する協力に合意しなかった7つの国・地域があげられた。新たな「非協力的タックス・ハイブン」では透明性と情報交換の改善への協力姿勢のみが重視されており、税率については勘案されていないため、低税率国を利用した租税回避の温床が残るという大きな課題はある。なお従来タックス・ハイブンの対象にはなっていなかったものの、透明性と情報交換が欠如していると認められる、香港、マカオ等の金融センターについても改善を求める必要があると認識されるようになった。また同報告書では、タックス・ハイブンとの対話の場「グローバル・タックス・フォーラム」を設置し、タックス・ハイブンは「参加型パートナー」として、OECD加盟国と対等な立場で議論することとされている。さらに、2003年、非居住者貯蓄課税に関するEU協定において、租税情報交換についてオーストリア、ベルギー、ルクセンブルグが免除されることになる。また、シンガポールや香港のような第三競争国が規制を導入するまでは、タックス・ハイブンとして新規性の導入を義務付けられないことが合意されている。

このように、OECDでは対話に基づくアプローチが進められていたが、2008年からは、透明性と情報交換の改善に向けた取り組みにコミットメントしている国・地域間でも、その進捗に差があるため、各国・地域の進捗を客観的に評価する取組が進められ始めた。さらに、「リヒテンシュタイン事件」や「UBS事件」の発生を契機に、「非協力的タックス・ハイブン」に対して、タックス・コンプライアンスを求める必要性が強く認識されることとなり、OECDのみならず、サミットや首脳会議等でも、タックス・ハイブンへの対抗姿勢が打ち出されるようになった。

これらの方針転換を受けて、タックス・ハイブン側も協力する方針に転じている。特に2009年のG20首脳会議においては強い対抗姿勢が打ち出されるとの憶測があり、その直前では多くの国・地域が、OECD基準の受け入れを表明したり、二国間での情報交換協定を締結したりしている。実際にG20首脳会議では、タックス・ハイブン・リストに言及し、制裁用意の表明と具体的な制裁メニューを示すという極めて強い「対抗姿勢」が打ち出された。またOECDにおいても、これを受け、「国際的に合意された税の基準に関するOECDグローバル・フォーラムによる実施状況報告書」で、新たなリストが公表された。82の国・地域をその対応状況にそって3つのグループに類型しているが、同リスト発表後、第3グループとされた国・地域がOECD基準へのコミットを表明し、第3グループが0となった。第1グループも74に達している。「有害な税の競争」及びタックス・ハイブンについては、一定の対策がとられている状況であるが、OECD基準が実質的な意味を有していない等の懸念もある。

このように「有害な税の競争」及びタックス・ハイブンについては、一定の対策がとられているが、OECD基準が実質的な意味を有していない等の懸念もあるといった状況である。

図表 タックス・ヘイブンへの対応状況の類型（当初の発表時点）

区分	区分の定義	対象国・地域数
第1グループ	OECD 基準を実施している国・地域	40
第2グループ	OECD 基準にコミットしているが、実施が不十分な国・地域 (2000年リスト対象国・地域:20、その他の金融センター:8)	38
第3グループ	OECD 基準にコミットしていない国・地域	4

(出所) 石井道遠 (2010) 「タックス・コンプライアンスを巡る国際的連携の動きと我が国の政策対応の在り方 (試論)」

図表 OECDにおける税制競争に関する検討動向

時期	主な出来事
1996年5月	リオのG7首脳サミットにおいて、OECDに対して「有害な税の競争」に対処することを求める公式声明が発表された。
1998年1月	上記を受けてOECDの財政委員会により設立された税制競争に関する特別総会が報告書「有害な税の競争一起こりつつある国際問題(HARMFUL TAX COMPETITION An Emerging Global Issue)」を策定し、同委員会によって採択された。
1999年	OECDのForum on Harmful Tax Practicesがタックス・ヘイブンのリストを策定。タックス・ヘイブンの要件に41カ国・地域が該当するとされた。これらのタックス・ヘイブンとされた国による抵抗活動が起こる。
2000年6月	OECDがタックス・ヘイブンのブラックリストを公表。35か国・地域がタックス・ヘイブンとして名指しで改善を要求された。バミューダ諸島、ケイマン諸島、サンマリノ、マルタ、キプロス、モーリシャスの6国・地域は直前に改正(外国投資家に対する特別優遇措置を廃止すること、「実質的経済活動」を営んでいない投資の誘致を控えること、OECD加盟国と租税情報を交換すること)を約束し、同リストから除外された。
2000年9月	コモンウェルス財務相会議が、OECDのタックス・ヘイブンに対する取り締まりが各国で不公平なものであると批判。
2000年10月	Center for Freedom and Prosperity: CFPが設立された。OECDの税制優遇措置を取り締まる動きに対応することを目的とした組織である。
2000年12月	マン島がOECDに対し、スイスとルクセンブルグを含む全てのOECD加盟国が改革を行う場合にのみ改革を導入する義務を負うとする条件を認めさせる(Isle of Man条項)。
2001年1月	有害な税の競争について関係法域と会合を共催すべきとのコモンウェルス事務局の提案を受け、OECDは、有害な税の競争に関する共同作業部会(Joint Working Group)の設立を表明し、OECD加盟国及び非加盟国から対等に代表が参加することとされた。
2001年1月	オーストラリア、カナダ、ニュージーランド(コモンウェルスとOECDの両方に加盟)がOECDの取組に非公式に留保を示唆。
2001年5月	米国財務長官が会見にて、OECDの取組を公式に批判。
2001年11月	OECDが経過報告書を公表し、判定基準として、②有効な情報交換の欠如、③透明性の欠如のみが重視されることになり、その他の要件が除外される。OECDはタックス・ヘイブンを非難するアプローチから、対話により協力を図るアプローチへ転換。
2002年5月	非協力的タックス・ヘイブンに7カ国・地域が該当すると公表。 タックス・ヘイブンは「参加型パートナー」として、OECD加盟国と対等の立場で新しいグローバル・タックス・フォーラムにおいて交渉に参加することになる。
2003年1月	非居住貯蓄課税に関するEU内部協定が、少なくとも2011年までは、租税情報を交換に参加することからオーストリア、ベルギー、ルクセンブルグを除外することとされる。
2003年10月	シンガポールや香港のような第三国競争相手が規制を導入するまでは、タックス・ヘイブンとして新規制の導入を義務付けられないとことで合意。
2006年	リヒテンシュタイン事件:リヒテンシュタインに隠し口座を保有していることが発覚し、欧州各国や米国等、10数カ国が調査。
2008年	UBS事件:米国内国歳入庁(IRS)がUBSに対して、米国納税者のUBSにおける講座情報の開示を要求。
2009年4月	上記のような事件の発生等を受け、G20首脳会議にてタックス・ヘイブンに対する対抗姿勢を公表。
2009年	OECDが新たなタックス・ヘイブンに関するリストを公表。

(出所) OECD(1998)HARMFUL TAX COMPETITION An Emerging Global Issue

J.C.Sharman(2006)Havens in a storm: the struggle for global tax regulation

増井良啓(2009) Haven in a storm を読む-「有害な税の競争」を巡る言説の競争

(2) EU 主要国における法人税率引下げ競争の効果及び考え方

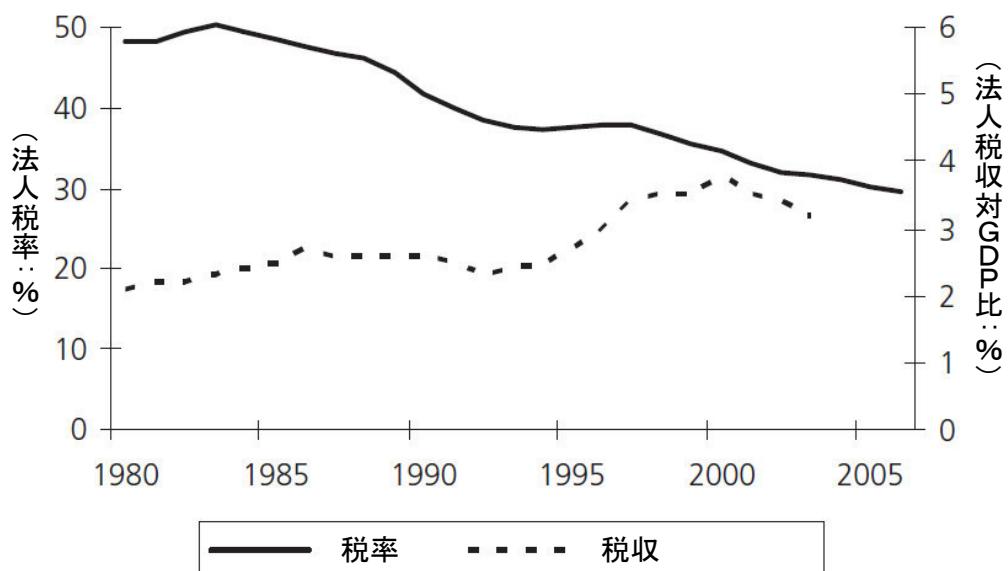
①法人税率引下げ競争の効果

1) 税収への効果

まず税収への効果に着目し、法人税引下げが行われている 1980 年以降について、EU 加盟国 15 カ国⁶⁰の法人税率の平均と対 GDP の法人税収の比率の推移をみると、以下の通りとなっている。このように税収は、法人税率の引下げに伴って縮小しているというわけではなく、増加傾向がみられ、「法人税の税率・税収パラドックス」と呼ばれる現象が起こっている。

こうした背景には、各国が法人税率の格差に対して法人税率を引下げることで対応するとともに、その税収への影響を埋め合わせるために課税ベースの拡大を行っていたことがある⁶¹。法人税率の引下げは、必ずしも法人の税負担の減少を意味しているというわけではない。

図表 法人税率・法人税収対 GDP 比の推移



(出所) Thomas Rixen, Susanne Uhl(2007)"Europeanising Company Taxation—Regaining National Tax Policy Autonomy、和訳は三菱UFJリサーチ&コンサルティング。

2) 経済活性化及び税制の公平化・効率化の効果

法人税率の引下げにもかかわらず、税収が維持・増加した要因として、事業者の法人化（法人成り）や振興企業の増加等の経済活性化もあげられている。

法人税率の経済活性化の効果については、EU のみを対象としているわけではないが、

⁶⁰ ドイツ、イギリス、イタリア、フランス、スペイン、オランダ、ギリシャ、ベルギー、ポルトガル、スウェーデン、オーストリア、デンマーク、フィンランド、アイルランド、ルクセンブルクを指す。

⁶¹ 出所 : Thomas Rixen, Susanne Uhl(2007)"Europeanising Company Taxation—Regaining National Tax Policy Autonomy"

例えば企業部門の設備投資の増加に着目した研究が行われており、効果は限定的であり、研究や研究対象によってばらつきはあるものの、法人税率 1%の引下げに対して、0.1%～1%の設備投資増加の効果があるとされている。また、国際資本移動に着目した研究では、法人税率の 1%の引下げに対して、3%の対内直接投資の増加の効果があるとされている⁶²。ただし、米国を対象とした研究ではあるが、法人税引き下げによる税収へのフィードバック効果（経済活性化によって税収減が相殺される割合）は限定的であるとしているものもある⁶³。

他方、法人税率引下げ競争については、また、法人税引下げ競争が税負担の公平化につながることや、各国の財政規律を強化し、税負担全般の健全な縮小につながることが、杭州理事会の報告書において指摘されている⁶⁴。また、税制による市場原理の歪曲を軽減し、国際的に資源の効率的な配分が実現され生産性が向上するといった効果も指摘されている⁶⁵。

②法人税率引下げ競争に対する考え方

法人税率引下げ競争に対して各国は、法人税率の格差による企業や利益の国外流出を防ぐため、他国の引下げ応じる形で法人税率の引下げを行っているといった状況である。特に、EU 加盟国の拡大で、新規加盟国が企業誘致に積極的に乗り出し、その一環として法人税率を引下げた結果、競争がより激化したと考えられる。

法人税率引下げ競争の中でも、有害な税の競争及びタックス・ヘイブンについては、OECD を初めとして対策が講じられてきたものの、「全ての国・地域は自身で課税するか否か決定する権利を有し、適切な税率を決定する権利を有する」との考えから、タックス・ヘイブンの判定要件が緩和される等している。また、法人税率引下げ競争自体も続いている。

現状においては、先述の通り、法人税率引下げに伴う課税ベースの拡大や経済活性化等の効果により、税収縮減の問題はカバーされると捉えられている。しかしながら、法人税率引下げ競争が今後も継続することに対する懸念もある。ドイツ現地調査においても、連邦経済技術省からは「国の規模を考慮して、これ以上の法人税率を引下げるることは難しい」、連邦財務省からは「法人税率を今後さらに引き下げる事は検討されていない。ドイツは他の国と比べると国債残高は小さいが、それでも存在はする。これを短期的にゼロに近いところに持っていくのがドイツの公約である」といった見解が得られている。

また、法人税率引下げ競争は、税収縮減等の影響のみでなく、税制の在り方に対する影

⁶² 出所：鈴木将覚(2007) 「法人税引き下げが経済に及ぼす影響～設備投資、賃金、税収へのインパクト_みずほ総研論集 2007 号IV号」

⁶³ 出所：鈴木将覚(2007) 「法人税引き下げが経済に及ぼす影響～設備投資、賃金、税収へのインパクト_みずほ総研論集 2007 号IV号」

⁶⁴ 出所：European Commission(1990)"Commission Communication to Parliament and the Council.Guidelines on Company Taxation"

⁶⁵ 出所：J.C. Sharman(2006) "Havens in a storm: the struggle for global tax regulation "

響もあると指摘されている⁶⁶。法人税率引下げによる税収縮減分を補填するため、資本に対する税負担が労働へ移転されることが示されている。さらに直接税から間接税に移転される傾向も示されている。こうした移転は、税負担の分配の不公平を招く恐れがある。これは、特に利率の高い投資等の資本による所得に対する税負担が軽減される一方、消費や労働所得に対する税負担が重くなるということである。ただし、法人税率引下げの効果は、短期的には株主に帰着するが、長期的には労働者に帰着することを踏まえると、法人減税について、単に「法人対個人」、「富裕層対労働者層」といった対立構造で議論するのは適切でないと指摘もある⁶⁷。

加えて、法人税率引下げ競争は、個人の所得税の上限の引下げやフラット化にもつながる。これは、法人税と個人の所得税に大きな乖離がある場合には、利益をどちらかに移転することで、高い税率を避けることができてしまうため、法人税率の引下げに伴って、個人の所得税率についても引下げる必要があるからである。このように、法人税率引下げ競争は、税制の不公平につながる恐れもあるとされている。

⁶⁶ 出所：Thomas Rixen, Susanne Uhl(2007)"Europeanising Company Taxation-Regaining National Tax Policy Autonomy"

⁶⁷ 出所：鈴木将覚(2007) 「法人税引き下げが経済に及ぼす影響～設備投資、賃金、税収へのインパクト_みずほ総研論集 2007 号IV号」